

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年1月17日～2019年1月23日)

平成 31 年(2019 年)1 月 25 日

H E A D L I N E S	S
<b>政治</b> アダモヴィチ・グダンスク市長の葬儀 グダンスク市長選挙をめぐる動き ソロフ国家安全保障局長等、トルコを訪問 憲法法廷、国家記憶院法改正法に違憲判断 ノルウェー外務省、在ノルウェー・ポーランド大使館領事の帰国を要請 チャプトヴィチ外相、EU-AU閣僚会合に出席	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<b>治安等</b> 公安庁、下院特務機関調整委員会に中国情報機関協力容疑者の拘束及び捜査結果を報告 国境警備隊、アフガニスタン人密入国者を拘束 検察、グダンスク市長刺殺事件に関する虚偽供述の容疑で会場警備責任者を拘束 携帯電話アプリケーションを悪用した預金引き出し詐欺 ワルシャワ郊外での違法賭博場摘発 政府、Uberによる新規投資を認可 違法薬物使用者による大統領宮殿突入未遂事件 中国情報機関協力容疑者として拘束された華為技術社員が声明文発出	
<b>経済</b> クフィエチンスキ投資・開発大臣、ユーロ導入について発言 モラヴィエツキ首相、EU離脱後の英国との関係について発言 12月の平均賃金 12月のM3マネーサプライ ゲッティン・ノーブル銀行とIdea銀行の合併 ポーランド国鉄・鉄道路線社のプロジェクト状況 ポーランドの労働人口状況 オストロウエンカ火力発電所の動向 原子力発電所建設計画の動向	
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>	

## 政 治

### 内 政

#### アダモヴィチ・グダンスク市長の葬儀【19日】

19日、暴漢の襲撃により14日に逝去したアダモヴィチ・グダンスク市長の葬式が市内の教会で行われ、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、トウスク欧州理事会議長、フレサ元大統領をはじめとする元大統領や元首相が多数参列したほか、警察の統計によると教会周辺に4万5千人が集まった。

#### グダンスク市長選挙をめぐる動き【22日】

22日、ドヴォルチク首相府長官は、モラヴィエツキ首相がアダモヴィチ・グダンスク市長の逝去に伴う市長選挙実施日を3月3日とする規定に署名したと発表した。同市長選挙には、ドゥルキエヴィチ副市長（現在は市長代行）が22日に立候補を表明しており、既に国政与党「法と正義」(PiS)が独自候補の擁立を見送り、国政野党各党もドゥルキエヴィチ副市長を支持すると発表していることから、同副市長が唯一の立候補者になると見られている。

### 外交・安全保障

#### ソロフ国家安全保障局長等、トルコを訪問【15日－18日】

15日－18日、ソロフ・ポーランド国家安全保障局長及びウィニド・ポーランド大統領補佐官がトルコを訪問し、アカル・トルコ国防相及びハシムフトグル・トルコ国家安全保障局長と意見を交わし、2国間の協力関係の強化、NATO政策及び黒海・中東地域の安全保障と欧州大西洋関係に関して議論された。ポーランドは近年、対ISILに関する協力やNATO・UN任務を通して中東地域へのプレゼンスを高めている。

#### 憲法法廷、国家記憶院法改正法に違憲判断【17日】

17日、憲法法廷は、昨年2月1日に上院で可決された国家記憶院法改正法の中でウクライナの民族主義者による戦争犯罪に関する規定が違憲であるとの判断を下した。ドゥダ大統領は、同法案の上院での可決後、法案に署名すると同時に、表現の自由の侵害及び「ウクライナの民族主義者」や「東マウオポルスカ」の概念が曖昧であるとして憲法法廷に判断を求めていた。クリムキン・ウクライナ外相は、両国の協議の雰囲気が変わるために、かかる決定を待ち望んでいた旨述べた。

ノルウェー外務省、在ノルウェー・ポーランド大使館

#### 領事の帰国を要請【21日】

21日、ノルウェー外務省は、ポーランド外務省に対し、在ノルウェー・ポーランド大使館のコヴァルスキ領事部長を、幾つかの領事案件において外交官の役割にそぐわない活動があったとして、本国に呼び戻すよう求めたことを発表した。チャプトヴィチ外相は、同領事の働きを肯定的に評価しており、同人の任期終了まで同国に残ることを望む旨述べた。

#### チャプトヴィチ外相、EU－AU閣僚会合に出席【21日】

21日、チャプトヴィチ外相は、ブリュッセルを訪問し、EU－AU閣僚会合に出席した。同外相は、多国間主義への関与のみが、現在の国境を越える問題を効果的に解決するかもしれない旨述べ、ポーランドはアフリカ諸国との協力強化に積極的に関与したいと述べた。

#### ドゥダ大統領、世界経済フォーラムに出席【22－24日】

22－24日、ドゥダ大統領は、スイス・ダヴォスを訪問し、世界経済フォーラムに出席し、NATOは数年前よりも良い状態にあり、(ワルシャワでNATO首脳会談が行われた)2016年に全加盟国を防衛する真の防衛同盟であることが確認されたと述べた他、ストルテンベルクNATO事務総長とも協議を行った。

## 治 安 等

#### 公安庁、下院特務機関調整委員会に中国情報機関協力容疑者の拘束及び捜査結果を報告【17日】

17日、下院特務機関調整委員会において、公安庁(ABW)による中国情報機関協力容疑者(ポーランド人及び中国人)の拘束及び捜査結果に関する報告がなされた。同委員会のオピョワ委員長は、マルチャク次長検事(組織犯罪・汚職担当)及びロバAB

W次長から報告がなされたとし、報告内容はすべて最高機密と述べた。同委員長は、報告の数か月前から捜査の準備作業が実施されており、証拠資料は膨大なものと強調した。また、同委員長は、本件は非常に重要かつ複雑な案件であるため、捜査の終盤に、検察、ABWを交えて再度会合を開催すると述べた。同委員会は2019年上半期中に、ポーラン

ドにおける中国の動向に関する会合も予定しており、同委員長は、軍民両分野の報告を受け付けていると付言した。

### 国境警備隊、アフガニスタン人密入国者を拘束【20日】

国境警備隊は、セルビア発の果物輸送用トラックに潜んで密入国を試みたとして、ポドカルパツキエ県ジジャーレでアフガニスタン人男性2人を拘束した。同案件は、トラック運転手が荷台からの異音に気づいて発覚したもので、容疑者はドイツ若しくはフランスが最終目的地であったと供述している。

### 検察、グダンスク市長刺殺事件に関する虚偽供述の容疑で会場警備責任者を拘束【21日】

21日、検察は、13日に発生したアダモヴィチ・グダンスク市長刺殺事件に関し、会場警備に当たっていた警備会社の責任者を虚偽供述の容疑で拘束したと発表した。同責任者は、会場警備の不備を隠すため、取り調べの際、襲撃犯が報道機関用バッチを着用し犯行現場のステージ上に侵入したという虚偽の供述をしたとされる。虚偽供述は、他の目撃者への聞き取りや会場の監視カメラ映像の解析が行われたことから発覚したもので、同容疑者は同僚の警備員にも虚偽の供述を行うよう強要していたとされる。

### 携帯電話アプリケーションを悪用した預金引き出し詐欺【22日】

シロンスキエ県警は、カード無しで現金を引き出せる携帯電話のアプリケーションを悪用し、現金をだまし取ったとしてルダ・スロンスク在住の30歳の男を拘束した。容疑者は、無作為に抽出した電話番号に高額オンラインゲーム料金の請求を求めるSMSを送信し、代金を支払いたくない場合は電話番号や銀行口座情報の入力が必要などと被害者を誘導し、口座情報をだまし取っていたとされる。

### ワルシャワ郊外での違法賭博場摘発【22日】

警察は、ワルシャワ郊外のピアセチノで違法賭博場を摘発し、同賭博場の運営者とみられるベトナム人2人を拘束した。同賭博場からは大麻等の違法薬

物も押収された。

### 政府、Uberによる新規投資を認可【22日】

22日、アダムチク・インフラ大臣及びザグルスキ・デジタル化大臣は、ハイウッド Uber 北欧・東欧地域・ゼネラルマネージャーと共同で、Uber のポーランドにおける新規投資計画を発表した。同計画は、3,700万ズロチを投じてクラクフに電動自転車等の研究施設やサービスセンターを開設し、230人を追加雇用するというもの。現在、ポーランドはUber等の個人車両を用いた配車サービスに対しても、タクシーと同様、営業免許の取得義務付けを規定した法改正手続きを進めており、タクシー業界は、今次合意は法のグレーゾーンを付いた一種のオフセット合意などと反発し、法改正手続きを中止しないよう求める要望書をモラヴィエツキ首相宛に送付した。

### 違法薬物使用者による大統領宮殿突入未遂事件【22日】

22日昼、ワルシャワ中心部の大統領付近で警察官が車を運転中の男を職務質問したところ、男は同警察官を車ではねて逃走し、大統領宮殿の外周に向かって車を暴走させた。車は、大統領宮殿に設置された車両突入防止装置に接触して停止し、男は警察官及び国家警護局(SOP)職員によって拘束された。男は違法薬物を使用していたとみられ、意思疎通が取れない状況で、警察及びSOPが背後関係について調べている。

### 中国情報機関協力容疑者として拘束された華為技術社員が声明文発出【22日】

22日、ポータルサイトonetは、ABW(公安庁)によって中国情報機関協力容疑者として拘束された華為技術(Huawei)の中国人従業員Weijing W(王偉晶)が弁護士を通じて発出した声明文を掲載した。同声明文で、容疑者は、中国を含むあらゆる国の情報機関との意図的協力関係を否定し、華為技術では、同社とポーランドの協力深化を目的に、投資、新技術開発を行っていたと主張した。また、華為技術は諜報活動に関与しておらず、自身の逮捕と関連して報じられている華為技術に対する否定的見解も事実無根とも述べた。

## 経 済

### 経済政策

### クフィエチンスキ投資・開発大臣、ユーロ導入について発言【18日】

クフィエチンスキ投資・開発大臣は、ユーロ導入は現在の経済状況に鑑みて適当ではないとの見解を示した。同大臣は、独自通貨の保持は、ユーロ圏で既に始まっている経済の低迷をポーランド

が乗り越えるための資産となると指摘した。ポーランドはEU平均の2倍のペースで経済成長を遂げており、2018年第3四半期のGDP成長率について、ドイツが1.1%であったのに対し、ポーランドは5.1%であったと述べた。また、同大臣は、ユーロ導入を急がない理由として、ユーロ圏諸国とポーランド

ドの収入格差を挙げるとともに、ユーロ導入はポーランド国内の地域格差是正の取組を遅延させるとの見方を示した。

#### モラヴィエツキ首相、EU離脱後の英国との関係について発言【22日】

モラヴィエツキ首相は、メディアの質問に答え、メイ英国首相とは何度も協議をしており、英国はEU

離脱後も現状どおり広範な分野でポーランドとの協力維持を望んでいると述べた。また、同首相は、英国に居住するポーランド人やビジネス関係者が、現在と同様に全ての社会的尊厳や権利を享受できるよう努めており、仮に「合意なき離脱」となった場合でも、現在の良い関係、更には、より良い関係を維持するであろうと語った。

### マクロ経済動向・統計

#### 12月の平均賃金【18日】

中央統計局(GUS)によれば、12月の平均賃金は5,274.95ズロチで、対前年同期比6.1%増、対前月比6.2%増となった。2018年全体の平均賃金上昇率は、対前年比6.1%となった。

#### 12月のM3マネーサプライ【23日】

ポーランド中央銀行によると、12月のM3マネー

サプライは前年同月比9.2%増の約1.45兆ズロチとなった。家計預金は8,060.6億ズロチ(前年同月比10.1%増)、法人預金は2,873億ズロチ(前年同月比4.3%増)に増加した。また、家計負債は7,234.5億ズロチ(前年同月比7%増)、法人負債は3,841.3億ズロチ(前年同月比6.5%増)となった。

### ポーランド産業動向

#### ゲッティン・ノーブル銀行と Idea 銀行の合併【18日】

ゲッティン・ノーブル銀行と Idea 銀行の管理取締役会は、両銀行の合併計画を承認した。Idea 銀行による買収であるが、ゲッティン・ノーブル銀行名での営業活動は継続する。金融監督局(KNF)による認可は2019年第3四半期に予定されている。両行の合併により、総資産800億ズロチ、200万人の顧客を抱える大銀行が誕生し、1.8億ズロチの相乗効果が期待される。

#### ポーランド国鉄・鉄道路線社のプロジェクト状況【21日】

ポーランド国鉄グループの鉄道路線社(PKP P

LK)は、2021年から2027年のEU予算を用いて、400億ズロチ(93億ユーロ)相当のプロジェクトを実施すると発表した。同社は他に既に500億ズロチ(116億ユーロ)相当のプロジェクトを計画しているが、開始にはインフラ省との協議が必要とされている。なお、同社は、現在、600億ズロチ(114億ユーロ)以上のプロジェクトを実施中である。

#### ポーランドの労働人口状況【23日】

コンサルティング会社PwCの報告書によれば、今後6年間、経済成長を維持する場合、労働力が150万人不足すると見積もられている。同報告書は、労働力不足を補填するために、外国人労働者の雇用手続きの再編が必要としている。

### エネルギー・環境

#### オストロウェンカ火力発電所の動向【15日】

国営電力企業 ENEA 社は、オストロウェンカ火力発電所の建設に関して国営石炭企業 JSW から資金調達は検討されていない旨発表した。同建設は、ENEA 社及び Energa 社の入札で、米 GE Power 社及び仏アルストム社が建設受注している。

#### 原子力発電所建設計画の動向【22日】

トフジェフスキ・エネルギー大臣は、気候変動対策として、原子力は必要不可欠であると述べた。同大臣は昨年公表されたエネルギー戦略案や国家気候変動計画でもポーランドの原子力導入が言及

されていることを強調した。また、エネルギー省のソボレフスキ原子力局長は、原子力発電所の建設地について、ポーランド北部については既に決まっているが、2番目の建設地はポーランド中央部になるとの見解を示し、その理由として、中央部における産業を含むインフラの充実を挙げた。なお、トフジェフスキ大臣は、2018年12月、エネルギー省はポーランド中央部のベウハトゥフを候補地と考えていると述べている。同戦略案では、2033年までに初号機(1~1.5GW、建設費用400億~700億ズロチ)を、2043年までに2基の原子力発電所(6~9GW、建設費用1,000億~1,350億ズロ

チ)を建設する計画となっている。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年1月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**パスポートダウンロード申請書の御案内**

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

**日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について**

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

**国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

**文化行事・大使館関連行事****【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】**

ワジェンキ公園において、日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展が開催中です。日本とポーランドの二国間の歴史や両国の交流に関するパネルが展示されています。入場料は無料です。

開催場所: ワルシャワ、ワジェンキ公園屋外ギャラリー(シヨパン像の入り口のフェンス), Al. Ujazdowskie

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/>

**【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋内パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本・ポーランド交流展が開催中です。日本ポーランド関係のエピソードを紹介したパネルが展示されています。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】映画上映会: 「ロスト北斎」【2月4日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「ロスト北斎」が上映されます(日本語、英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住

**【予定】第5回日本映画祭【2月6日(水)～9日(土)】**

ワルシャワの映画館 Elektronik にて「日本映画祭」が開催されます。各映画入場料15(割引)～17PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

2月6日(水) 19時 「もういちど」板屋宏幸監督 2014年

2月7日(木) 19時 「廻り神楽」遠藤協監督・大澤未来監督 2017年

2月8日(金) 19時 「おしん」富樫森監督 2013年

2月9日(土) 14時 「ルドルフとイッパイアッテナ」湯山邦彦監督・榊原幹典監督 2016年

19時 「猫侍」山口義高監督 2014年

サイドイベント(入場無料):

2月9日(土) 11時半 大人向け将棋ワークショップ (ポーランド語)

13時 子供向け将棋ワークショップ (ポーランド語)

17時 講演会: 日本文化における猫 (ポーランド語)

開催場所: Elektronik映画館、Gen. Zajaczka通り7番

詳細: <http://kinoelektronik.pl/2019/01/10/nieznane-oblicza-japonii-6-9-lutego-2019/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, エレクトロニク映画館

**【予定】日本映画祭【2月15日(金)～17日(日)】**

ポズナンの映画館 Kino Pałacowe にて「日本映画祭」が開催されます。各映画入場料10PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

2月15日(金) 17時 「廻り神楽」遠藤協・大澤未来監督 2017年

2月16日(土) 15時 「おしん」富樫森監督 2013年

17時 「もういちど」板屋宏幸監督 2014年

2月17日(日) 12時 「ルドルフとイッパイアッテナ」湯山邦彦・榊原幹典監督 2016年

16時 「猫侍」山口義高監督 2014年

開催場所: Centrum Kultury Zamek, Kino Pałacowe映画館、Św. Marcin通り80/82番

詳細: <http://kinopalacowe.pl/wydarzenia/4176-nieznane-oblicza-japonii-przeglad-filmowy/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, パワツォヴェ映画館

**【予定】講演会「梅田芳穂」【2月18日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、梅田芳穂氏の活躍に関する講演会が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))